

令和7年8月豪雨の災害復旧工事における現場代理人兼任の特例措置について

始良市では現場代理人の取扱いについて、兼任に関する運用を行っています。このたび、令和7年8月豪雨により発生した災害復旧工事を効率的かつ迅速に対応するため、現場代理人の兼任の取扱いについて、下記のとおり特例措置を適用します。

記

1. 対象工事は、令和7年発生の災害復旧工事とし、それぞれの請負金額が4,500万円未満（建築一式は9,000万円以下）とする。
2. 対象期間は、令和7年発生の災害復旧工事が、すべて完了した時点までとする。
3. 兼任件数は、令和7年発生の災害復旧工事においては、制限しない。
4. 現場代理人及び配置技術者の雇用要件は、入札参加申込日において、1日以上雇用されていること。
5. 兼任できる工事は始良市行政区域内とする。
6. 工事現場間の距離が一日で巡回可能かつ移動時間が1時間以内とする。
7. 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上担当工事を巡視し、現場管理等に当たること。
8. 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、要請があった場合は速やかに当該現場へ向かう等の対応をとること。

その他

- ・本取扱いに記載した以外の兼任要件等については、通常どおりの取扱いとする。
- ・受注者は契約時に担当課に現場代理人兼任届（別記第1号様式）を提出すること。

附則

この運用は、令和8年2月10日から施行する。なお、令和7年8月豪雨に関する契約済みの工事又は指名・公告を行った工事についても対象とする。（入札手続き中の工事も対象とする）